

リサイクル自転車を販売します

6月24日(月)からリサイクル自転車を販売します。次の再利用自転車取扱店へ申し込んでください。

| 店舗名 | 所在地 | 電話番号 |
|----------|---------|-----------|
| 川崎乗物デパート | 大和町 | ☎821-1147 |
| 岡野輪店 | 川口一丁目 | ☎821-0720 |
| 大曽根サイクル | 荒川沖東二丁目 | ☎841-0241 |
| 豊崎自転車商会 | 城北町 | ☎821-2125 |
| 渡辺輪業 | 荒川沖西二丁目 | ☎841-0842 |
| 榎沢商会土浦店 | 中村南三丁目 | ☎842-5664 |
| 飯竹自転車店 | 藤沢 | ☎862-2227 |

※販売価格、自転車の詳細などは、各取扱店にお問い合わせください。

☎ 生活安全課(☎826-1111 内線2298)

自転車は交通ルールを守って安全に利用しましょう

最近、自転車による事故が多発しています。自分自身と周囲の人の安全のために、もう一度、自転車の交通ルールを理解し、守りましょう。



国保年金課からのお知らせ

☎ 国保年金課(☎ 826-1111 内線 2316)

◆マル福(医療福祉費)受給者の方へ

現在の医療福祉費受給者証(小児、妊産婦を除く)は、6月30日(日)で有効期限が切れ、使用できなくなります。受給要件に該当する方には、6月下旬に新しい受給者証を送付します。

※平成24年分の所得申告が済んでいない方は、新しい受給者証を交付できませんので、必ず申告してください。

◆後期高齢者医療の保険証の交付について

後期高齢者医療の保険証は、7月31日(水)で有効期限が切れますので、7月中旬に新しい保険証を被保険者個人宛普通郵便にて送付します。

簡易書留または窓口交付を希望する方は、7月10日(水)までに申請書を提出してください。なお、申請書は、お電話いただければ郵送します。

| 交付方法 | 必要なもの | 交付時期 |
|------|------------------|---------|
| 簡易書留 | 申請書、はんこ、300円分の切手 | 7月中旬 |
| 窓口交付 | 申請書、はんこ、身分証明書 | 7月16日以降 |

※本人、同居の家族以外の方への窓口での交付は委任状が必要となります。

介護保険料を年金から差し引かれている皆さんへ

介護保険料を年金から差し引かれている方(特別徴収)には、7月中旬に「介護保険料額決定通知書兼特別徴収開始通知書」を郵送します。

☎ 高齢福祉課(☎826-1111 内線2463)

年金からの差し引き

介護保険料は、前年の所得などに応じて決まりますが、7月に保険料額が決定するまでは、前年度2月の年金からの差し引き額と同じ額を「仮徴収」として納めていただきます。その後、年間の保

険料確定後に、すでに仮徴収で納付された額を差し引いた残りの額を「本徴収」として納めていただくこととなります。

徴収額の変更による平準化(8月から)

収入の変動などにより、仮徴収額と本徴収額が大きく異なることが想定される人については、8月以降の徴収額を調整し、年間を通してできるだけ均等になるよう平準化を行います。

※平準化により、介護保険料の年額が変わるものではありません。

【平準化参考例 ～介護保険料年額51,300円(第4段階)の方の場合～】

< 8月の仮徴収が増額変更になる方の例 ～前年度2月の納付額が3,800円の時～>

(単位：円)

| | 仮徴収額 | | | 本徴収額 | | | 年間保険料 | |
|------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 2月 | 4月 | 6月 | 8月 | 10月 | 12月 | | 2月 |
| 平準化前 | 3,800 | 3,800 | 3,800 | 3,800 | 13,300 | 13,300 | 13,300 | 51,300 |
| 平準化後 | 3,800 | 3,800 | 3,800 | 10,900 | 11,000 | 10,900 | 10,900 | 51,300 |

※この例のほか、8月の納付額が「減額変更」、「停止」、または「変更にならない」こともあります。

↑ H25.2月と同額

↑ 変更額

↑ 介護保険料から仮徴収分を差し引いた額